

平成28年5月17日

県内金融機関初！

## **「標準化活用支援パートナーシップ制度」への参加！**

～「標準化」を活用した新市場の創造など、中小企業支援を強化～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、今般、「標準化活用支援パートナーシップ制度」（以下、本制度）におけるパートナー機関となりましたのでお知らせいたします。千葉県内で本制度のパートナー機関となった金融機関は、当行が初めてです。

### 1. 本制度について

本制度は、経済産業省が制度設計し、一般財団法人日本規格協会（以下、J S A）が事務局となっています。自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等とJ S Aが連携し、標準化を通じて、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の国内外におけるマーケティングを支援する制度です。

具体的には、当行がアレンジするセミナーや個別面談において、J S Aの「標準化アドバイザー」が、標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行います。また、標準化の活用が適切な案件については、J S Aが支援対象企業と一緒に標準化の策定作業も行います。

### 2. 当行がパートナー機関となった理由

当行がパートナー機関となることで、当行のお取引先は標準化活用に関する専門的な支援を受けやすくなります。また、当行による経営支援と、本制度の標準化活用支援が一体的・相互補完的に受けられることで、標準化を活用した経営戦略が立てやすくなり、お取引先にとって、事業拡大・競争力強化が図れるものと考えました。

当行は、これからもさまざまなお客さまニーズに対する適格なソリューション提供のため、専門外部機関との連携を強化し、質の高い金融サービスの提供を行ってまいります。

～ご参考～

標準化について

「標準化」とは、新しい技術や優れた製品が市場で際立つような評価基準や品質基準などを規格化することです。「標準化」することによって、技術・製品の市場での信頼性の向上と、市場での速やかな普及の可能性が高まります。

「標準化」の代表的なものとして、日本工業規格(JIS)や国際規格(ISO規格・IEC規格)があります。

以上